
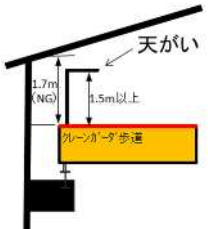
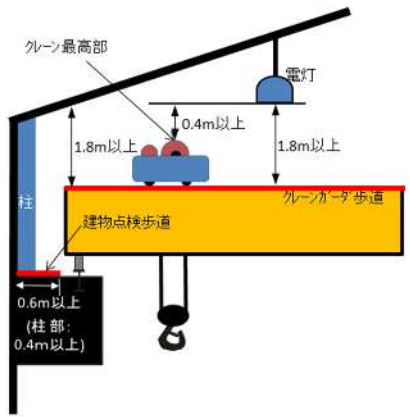


死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年4月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	<p>天井走行クレーンのクレーンガーダ上で作業員3名が点検作業中、トラス状クレーンガーダ下にある運転室にいた運転者が、直接視認できない場所にいた当該作業員3名にクレーンを走行させる旨声をかけ、作業員から走行について承知した旨の返事があったことから、クレーンを走行させたところ、クレーンガーダ上の3名のうち歩道端部に立っていた1名が、斜めにせり出した建物梁とクレーンガーダ手すりとの間に胸部をはさまれた。</p> <p>なお、この現場では通常より1名少ない人員で点検を行っていた。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>走行クレーンについては、<u>クレーンガーダ歩道と梁・桁等の建設物や設備で、当該歩道の上方にあるものとの間隔(以下「離隔距離」)</u>は、<u>1.8m以上</u>とすること(下図)。</p> <p>離隔距離が1.8m以上確保できない箇所には、クレーンに当該歩道から高さ1.5m以上の天がい(右図)を取り付けること。</p>  <p>天井クレーンのクレーンガーダ上に作業員がいる時には、クレーンの運転を禁止すること。</p> <p>作業の必要上やむを得ず走行させる場合には、点検等の作業指揮者を定めて作業を指揮させ、作業員と運転者との連絡・合図の方法を定めてそれにより行わせること。</p> <p>クレーン運転者や合図者を含め関係作業員に対し、クレーンの運転によりクレーンガーダ上の作業員が、はさまれたり、墜落する等の危険が生じることについての教育や周知を行うこと。</p>  <p>(参考) クレーン等安全規則で規定されているその他の離隔距離(右図参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 走行クレーンの最高部とその上方にあるものとの間隔(0.4m以上) ● 走行クレーンと建設物との間に設ける歩道の幅(原則 0.6m以上) <p>現行規則の適用がない昭和37年11月1日において建設物の内部に設置されていた走行クレーンも同様の措置を講じること。</p> <p>安全確保のため必要な人員を配置し、直接視認するなど確実な安全確認を行うこと。</p>

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したものの、発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものととは限らない。